

新潟県建築士事務所協会下越支部規程

平成 11 年 05 月 13 日 制 定
平成 18 年 05 月 18 日 改 正
平成 20 年 10 月 29 日 改 正
平成 22 年 05 月 18 日 改 正
平成 25 年 5 月 9 日 改 正

この規程は、一般社団法人新潟県建築士事務所協会（以下「協会」という。）細則（以下「協会細則」という。）第 13 条の規定に基づき、次のとおり定める。

（名 称）

第 1 条 この支部は、新潟県建築士事務所協会下越支部（以下「支部」という。）

（事務所の所在地）

第 2 条 この支部の事務所を、新潟市中央区白山浦 1 丁目 614 番地白山ビル 6 階 一般社団法人新潟県建築士事務所協会内に置く。

（地 域）

第 3 条 この支部の 8 市 2 町 3 村の地域に、次のとおり班を置く。

新 潟・佐渡班	新潟市、佐渡市 燕市、西蒲原郡（弥彦村） 五泉市、阿賀野市、東蒲原郡（阿賀町）
新発田・村上班	新発田市、胎内市、北蒲原郡（聖籠町） 村上市、岩船郡（関川村、粟島浦村）

（事 業）

第 4 条 この支部は、協会定款第 4 条の事業を支援するために必要な事業を行う。

（役員構成及び選任方法）

第 5 条 この支部に次の役員を置く。

支 部 長	1 名（協会本部の支部担当理事とする。）
副支部長	2 名以内
理 事	20 名以内（支部長、副支部長を含む。）
監 事	2 名
班 長	2 名（理事と兼ねることができる。）
顧 問	若干名

2 役員は、次の方法により選任する。

- 1 支部長は、協会本部の支部担当理事として協会の総会において選任される。
- 2 理事と監事は、支部の総会において正会員の中から選任する。
- 3 副支部長及び班長は、支部長が指名し、理事会の承認を得る。
- 4 顧問は、理事会の承認を得て支部長が委嘱する。

3 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括するとともに、支部の会務について協会との連絡協調にあたる。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、支部の会務執行に関する事項を議決する。
- 4 監事は、支部の会計を監査する。監事は他の役員を兼ねることはできない。
- 5 班長は、班の事務を執行する。

4 役員の仕事は、協会役員の仕事に準じ、再任を妨げない。

また、顧問については、支部長の仕事に従う。

(支部総会)

第6条 支部総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は、毎年1回年度始めに開き、臨時総会は、理事会で必

要と認めたととき開くことができる。

2 総会は、正会員総数の過半数が出席しなければ議事を行い議決することができない。ただし、議決権の行

使は、他の出席正会員に委任状をもって委任することができるものとし、委任はこれを出席とみなす。

3 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

4 総会は次の事項を議決する。

- 一 事業報告及び事業計画
- 二 収支予算及び決算
- 三 その他理事会が必要と認めた事項

(理事会)

第7条 理事会は、必要に応じて支部長が招集する。

2 理事会の議長は、支部長があたる。

3 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開き議事を行い議決をすることはできない。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 支部の会務執行に必要があるときは、理事会に諮って委員会を設けることができる。委員及び委員長は、支部長の委嘱による。

(会 計)

第8条 この支部の経費は、協会からの支部活動費補助金、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2 この支部の事業年度は、協会の事業年度に準ずる。

3 予算の補正は、理事会の承認を得なければならない。ただし、急を要する場合は支部長が専決し、次の理事会に報告するものとする。

4 支部は協会に対し支部活動費補助金にかかる申請と報告をしなければならない。なお、毎年総会終了後、提出する書類は、事業計画及び予算書を補助金等請求書に、また事業報告及び決算書を補助金等精算報告書に代えることができる。

(その他必要な事項)

第9条 会員の慶弔に際しては、協会の慶弔規程によるものとし、同居の1親等その他については、その都度支部長が決定する。

2 班長は、これらの事実を知ったときは、直ちに支部長に連絡するものとする。

(補 則)

第10条 この規程は事前に協会と協議の上、支部総会の同意を得なければ変更することができない。

付 則

1 この規程は、平成11年5月20日から施行する。

2 この規程は、平成18年5月18日から施行する。

3 この規程は、平成20年10月29日から施行する。

4 この規程は、平成22年5月18日から施行する。

5 この規程は、社団法人新潟県建築士事務所協会が一般社団法人の登記した日から施行する。